

令和7年度農業生産に係るプラスチック検討会(第2回) 議事要旨

1 日時

令和7年11月27日(木) 10:00~12:20

2 場所

TKP 新橋カンファレンスセンター (オンライン併用)

3 出席委員

吉岡座長、石山委員、伊藤委員、亀谷委員、北本委員、久保田委員、竹谷委員、早瀬委員、堀田委員

4 議事要旨

(1) 議題1 プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた第5回政府間交渉委員会再開会合の結果概要

農林水産省より、資料1に基づき、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた第5回政府間交渉委員会再開会合(INC5.2)の概要について説明した。

以下の質疑応答があった。

(吉岡座長)

- ・政府間交渉の状況は厳しかったということか。

(事務局)

- ・我が国も議論をリードする役割を果たしたが、主要論点を中心として各国の立場の懸隔が大きく、議論は最終盤まで難航した。また議事運営の難点もあり、結果として合意に至らなかった。

(2) 議題2 令和7年度 調査・分析委託事業の調査の中間報告の概要

事務局補助より、今年度の調査内容並びに農業由来廃プラスチックの排出抑制及び適正処理と資源循環に係る情報整理状況について説明した。

以下の質疑応答があった。

(竹谷委員)

- ・基本方針の検討に当たっては、中国や韓国、欧州の最新の政策動向を反映する必要がある。条約の進展に関わらず、直近でも各国は国家戦略として適正処理・リサイクルの取組を加速していることを念頭に置く必要がある。
- ・韓国における電子マニフェストには、農家が無料で利用できる仕組みがある。農林水産省も次年度予算で電子マニフェスト推進を掲げているため、実現を期待する。

(吉岡座長)

- ・電子マニフェストは他省庁との連携も含めた取組が必要であり、関係機関と連携の上、推進

をお願いする。

- ・欧州委員会のバイオプラスチックに関する政策枠組みについて、拘束力はどの程度か。

(事務局補助)

- ・欧州委員会の方針であり法的拘束力はないが、公表後の法令改正に枠組みの考え方が取り入れられている例があり、今後の政策に影響し得るものだと思われる。

(3) 議題3 農業由来廃プラスチックの広域運搬による適正処理事例

高知ビニール株式会社より、資料3※に基づき、農業由来廃プラスチックの広域運搬による適正処理事例について説明があった。

以下の質疑応答があった。

※資料3は、先方と相談の上、非公表としている。

(高知ビニール 永野代表取締役)

- ・埋立が適正処理に位置付けられているため、こちらからリサイクルへの切り替えを提案しても、地域の協議会等でリサイクルへ向けた議論が進まないことが課題である。リサイクルを進めるといふ機運の醸成が不可欠であり、政策目標に合わせた啓発が進めば、広域運搬やリサイクルの提案が受け入れられやすくなると思う。

(早瀬委員)

- ・回収量とリサイクラーの処理能力のミスマッチを解消するためには広域運搬が必要だが、広域運搬を伴うリサイクルスキームは現行の廃棄物処理法に適合しないケースがあり、行政には法規制による制約・課題についても検討してほしい。

(事務局)

- ・広域運搬に際し産業廃棄物の許認可がハードルである点は認識しており、環境省とも連携しながら、プラスチック資源循環促進法や再資源化事業等高度化法による廃掃法の許認可の特例の活用なども進めたい。

(久保田委員)

- ・広域回収に限らず、リサイクラーの事業継続に資する回収・処理システムの構築に賛同する。廃プラスチックの海外輸出は市況に左右されるため、国内での資源循環の推進を支持する。

(4) 議題4 農業生産に係るプラスチック対策の方針の検討

農林水産省より、資料4に基づき、農業生産に係るプラスチック対策の方針の論点整理および対策の基本的な考え方(案)について説明した。

以下の質疑応答があった。

ア 対策の方針の総論について

(早瀬委員)

- ・「プラスチック資源循環戦略」のマイルストーン(2035年までに有効利用100%)達成に向けては、従来の排出者責任・適正処理の確保から一歩踏み込んだ基本方針が必要ではないか。廃プラスチックを資源として明確に位置づけ、広域運搬や熱回収の扱いなどの課題に対処するべきと考える。

(事務局)

- ・ご指摘はまさに重要な論点であり、どこまで踏み込んでいけるかを検討する必要がある。現状の課題認識として、再生処理率の低下は、農業由来廃プラスチックの排出量減少に伴うリサイクラーの弱体化、高齢化・人口減少による集荷量の不足、分別の不徹底等が要因と捉えている。
- ・法規制によってリサイクルへの誘導を強化することは最も厳格な手段であり、全量がリサイクルに回る体制となりやすく、持続可能性の観点からも有利に動く可能性がある。一方で、農業者の処理費用負担が増加する可能性があり、ひいては作物価格への影響が懸念される場所である。
- ・今回の方針として、広域連携の構築による回収量の確保、電子マニフェストの導入・活用による人手不足の補完を打ち出しているところ。

イ 排出抑制について

(ア) 減量化及び長寿命化に資する設計の資材の推進

(吉岡座長)

- ・中国の例でマルチフィルムの使用を規制するという記載は、生分解性でないプラスチックを想定したものと考える。生分解性プラスチックの場合は、むしろ薄肉化が分解効率に資することもあるため、その整理が必要である。

(イ) 生分解性をもつ資材の推進

(竹谷委員)

- ・海外製の生分解性プラスチック製被覆肥料についても、コストが安く性能が国際基準を満たしていることが示せるのであれば、農業者の生分解性資材は高価というイメージが変わる可能性がある。

(竹橋様 (伊藤委員随行))

- ・有機農業において生分解性マルチフィルムを使用することができるようになれば、普及拡大に弾みがつくのではないかと。

(北本委員)

- ・今後外国人労働者が減少する可能性がある中で、日本の農業を持続的な方向性に進める必要がある。省力化を推進する中で、生分解性マルチを推進し、結果としてプラスチックの排出量削減につながるというようなアプローチも検討してほしい。

(久保田委員)

- ・インターネット等で認証のない生分解性製品が出回っている。国から、業界の認証がないものは生分解性製品として認めないといった強めのメッセージを出してほしい。生産者は安価であればインターネットで資材を購入する傾向があるため、指針への明記を要望する。

ウ 適正処理及び資源の有効活用について

(堀田委員)

- ・リサイクルした方がコスト的に有利という傾向は、仕組みの整備によりリサイクルが推進される可能性として前向きに捉えられる。特に土汚れの洗浄体制構築が重要である。

(亀谷委員)

- ・埋立処分が行われている現状を踏まえ、埋立処分の方針上の扱いを明確化することを検討

してはどうか。

- ・東北地方では広域連携が進まず埋立が多い県がある。優良事例の周知に加え、具体的な広域連携の普及策を検討すべきである。地方農政局を連携のハブとして活用する等の方策を検討し、本省と地方農政局間で情報共有と意思疎通を強化してほしい。

(事務局)

- ・埋立に回る理由として地域にリサイクラーが存在しないことがあるため、広域連携を進めることは埋立の減少につながると考える。また、リサイクルの前提として分別・洗浄の徹底が必要であり、こうした点を方針として改めて示し、結果として埋立を減らし再生処理に結びつけることが重要と考える。
- ・農政局単位のブロック協議会には地域による活動の濃淡があるため、新たな通知の発出を通じて地域での取組の整理・強化を進めたい。

エ 持続可能な資源の利用について

(堀田委員)

- ・国内で再生材の買い手がなく輸出せざるを得ないという事例を把握しており、再生材活用の事例共有を通じて、再生材の利用側との連携を強化すべきである。

(事務局)

- ・再生材を用いた農業生産資材の販売・開発情報の整理を進め、情報発信していきたい。
- ・今の議論に関連し、農業者による再生材やバイオマスプラスチック資材の利用が、消費者に正当に評価される施策など、農業者へのメリットとなる施策の検討も必要と考えている。

(石山委員)

- ・事務局の後者の話のような取組は非常に良いと思う。資材使用量の適正化や長期使用の推進は、農業者にとってコスト削減と省力化のメリットがあるため自然に進むと思われるが、再生材やバイオマスプラスチック製資材の利用を進めるには農家の負担軽減策を検討いただけるとより進めやすい。

(竹谷委員)

- ・農業者は再生マルチフィルムについて従来品に比べて機能が落ちるとのイメージを持っている場合があるが、バージン品と同等以上の機能を示した実証事例もあるため、再生マルチフィルムの機能を情報発信し理解の更新を促すべきである。

(事務局)

- ・実証結果に基づく安心感のある情報を届ける観点も併せて、再生材・生分解性プラスチック・バイオマスプラスチック製資材等について、流通・開発されている資材の情報を取りまとめ、農業者の利用に資するような情報発信を検討したい。

(吉岡座長)

- ・再生材製資材がバージン品より品質の面で劣る印象を与えるような表現は避けるべきである。現在の国際的な技術動向を見ても、マテリアルリサイクルでバージン品とほぼ同等の品質まで作り込むことが可能になっている。
- ・再生材・生分解性プラスチック・バイオマスプラスチック製資材が高価なため、これら資材を用いて栽培された農産物へのインセンティブ付与を方針上示すか、運用上の工夫として含めることで、普及促進と農産物の付加価値向上の双方に有効な形になると考える。

以上